

# 特定非営利活動法人土田の里 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人土田の里という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市中区土田943番第2地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、岡山県内に居住する、様々な障害をお持ちの方々に対して、必要とされる支援サービス事業を行い、ノーマライゼーションの精神に従い、利用者とご家族の方の支援を行うこと及び、支援学校・支援学級・その他の児童生徒を対象として放課後等児童デイサービスや学童保育を行い、児童生徒及びその家族に対して支援を行うこと、並びに雇用の場を設け障害者の方々の働く機会を提供することで、閉ざされた障害者施設から住み慣れた地域へ生活拠点を移行していくための手助けを行い、もって岡山県下の障害者の福祉の向上に寄与すること及び日常生活を過ごす上で困難な状況に置かれている方々や高齢者の支援を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業
  - ②介護保険法及び老人福祉法による通所介護事業及び介護予防通所介護事業
  - ③障害児を中心とした学童保育事業
  - ④障害者及び高齢者福祉に関する情報提供及び相談支援事業
  - ⑤の 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
  - ⑤の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
  - ⑤の 3 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ⑥不登校、ひきこもり等に対する支援事業
- ⑦児童福祉法に基づく福祉事業
- ⑧更生保護法に基づく受託事業者が行う事業による自立準備ホーム運営事業
- ⑨上記の各事業に関して特定非営利活動法人、社会福祉法人その他の法人と協同して行う事業
- ⑩上記の各事業に関して自治体等と協同して行う事業
- ⑪児童福祉法に基づく指定通所支援事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが

できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 即納の入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

府に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、この定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総 会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任及び役員の解任
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 議会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議

があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない正会員は、インターネット等を利用したオンラインの会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の場合における第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。
  - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
  - (2) 総会に参加した者が正会員本人であることを確認できること。
  - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
  - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び時間
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合と、オンライン会議による出席がある場合においては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 理事の選任
- (4) 役員の職務及び報酬に関する事項
- (5) 借入金(その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。第47条において同じ)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求  
があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内  
に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的  
方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議 決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンラインの会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。
- (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
  - (2) 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。
  - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
  - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合と、オンライン会議による出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第42条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければな

らない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

(設置)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第11章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 (設立当初の役員)

本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2005年6月30日までとする。

理事長 藤尾 尚憲

副理事長 藤田 佳伸

理事 石原 隆志

理事 尾崎 淳子

### 3 (設立当初の事業計画及び予算)

この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

### 4 (設立当初の事業年度)

この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。

### 5 (設立当初の入会及び会費)

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### (1) 入会金

①正会員 0円

#### (2) 年会金

②正会員 2,000円